

<報告（1）>

**平成19年度会長の職務代行順位及び運営委員会幹事について（案）**

(会則上、会長が定めるとしているもの)

**ア. 職務代行順位**

会則第8条第2号に定める会長の職務代行順位は、碧南市総務部長、幸田町総務部長の順とする。

**イ. 平成19年度運営委員会運営委員長及び幹事**

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛知県
-------	-----

幹事	
地域ブロック	市町村名
尾張	小牧市
	春日町
海部	愛西市
	七宝町
知多	知多市
	美浜町
西三河	碧南市
	一色町
豊田加茂	三好町
新城設楽	新城市
	東栄町
東三河	豊橋市
	音羽町